

# わが国における近代スポーツの展開過程に関する実証的研究

## —「明治神宮競技大会」の設立をめぐって—

Positive Research on the Developmental Process of Modern Sports in Japan  
—on the Establishment of Meiji Jingū Athleling Meeting—

加賀 秀雄  
Hideo KAGA

「明治神宮競技大会」は、身分的制約の下におかれて成立し、展開してきたわが国におけるスポーツが、徐々にその制約から脱して、国民生活に定着を見せ始めるスポーツ状況が生まれてくる中で設立され、国家的なスポーツ行事として展開を見たところに、その基本的な特徴があった。

ここでは、こうして設立された「明治神宮競技大会」の歴史的背景となった時代状況との関連を検討し、この競技大会が果たした歴史的、社会的役割を明らかにしようとするものである。

キーワード：近代国家，スポーツ政策，明治神宮競技大会，歴史的社会的役割

Modern nation, sportspolicy, meiji jingū athletic meeting, historical and sociale role

### 1. はじめに

わが国におけるスポーツは、明治維新以降の広汎な政治的、社会的諸改革による近代国家の形成過程において、欧米先進諸国から受容され、定着するに至ったところにその濫觴を見ることができる。

とりわけ、こうしてわが国へ受容されたスポーツは、この期における上流階級の育成基盤となった高等教育機関の課外活動として、展開を見るところとなった。それ故にスポーツは、その成立当初から、身分的制約の下におかれて、歴史的歩みを辿ることになった。

本稿では、こうして「国民不在のスポーツ」<sup>(1)</sup>としての性格をもって展開を見たわが国におけるスポーツが、徐々にその身分的制約を脱して、国民生活に定着を見せ始める状況が生まれてくる過程で、設立されるに至った「明治神宮競技大会」(以下、「大会」)を研究対象として設定し、この「大会」の背景にある時代状況との関連を分析し、その歴史的、社会的役割を検討しようとするものである。

### 2. 搖籃期におけるスポーツ状況

明治維新以降における近代国家の形成は、スポーツにとっても、新たな歴史の幕明けを意味するところとなった。

すなわち、わが国におけるスポーツは、明治維新以降、欧米先進諸国から相次いで受容され、この期における上流階級の育成基盤としての役割を果たした、高等教育機関における課外活動として、その展開を見るところに歴史的特徴があった。とりわけ、こうして高等教育機関における課外活動としてスポーツが定着していくうえでその中心的な役割を果たしたのは、帰朝留学生等によるところもあったが、明治政府が欧米から招聘した外人教師らの影響に負うところが顕著であった。

スポーツの受容において先駆的役割を果たした東京大学では、「外国流の運動は大学で数学受持のウイルソンが世話したこともあるが、それよりは東京英語学校、後の東京大学予備門の教師ストレンジといふのがあり、

これが熱心に教えそこで学んだのが大学に入って運動を盛んにしたことになる」<sup>12</sup>と描かれているように、1875（明治8）年東京英語学校の英語教師としてイギリスから招聘されたストレンジは、ボートや陸上競技等を生徒に指導し、熱心にスポーツの普及にあたった。

同様に、1873（明治6）年に設置された工学寮や後の工部大学校では、マーシャルやパーやジョーンズ等がフットボールやクリケットを<sup>13</sup>、また同年設立された開成学校では、ウィルソンがベースボール<sup>14</sup>を、さらに1872（明治5）年に設立された開拓使仮学校と後の札幌農学校では、ベーツやペンハロー等がベースボールを指導する等<sup>15</sup>の事例に見られるように、欧米からのスポーツの高等教育機関への受容と、それらが課外活動として定着していくうえで、外人教師が果たした役割を著過することはできない。

こうして高等教育機関に定着したスポーツは、やがて1880年代以降、スポーツの組織化の動きが現われ、校内競技や対校競技も盛況を呈するようになった。

いちはやくスポーツの組織化に取り組んだ帝国大学では、1886（明治19）年「帝国大学運動会」が、「蓋し学生をして学業の餘暇を以て諸種の運動遊戯を為さしむることは、啻に身体の健全を維持するに必要なことのみならず、精神の健全なる発達を遂げしめ、従って學術道徳に資する所少なからざるを以て、大いに運動遊戯を奨励せん」<sup>16</sup>とすることを目的として設立された。これによって課外スポーツ活動が助長されるに至ったばかりではなく、1887（明治20）年4月には、隅田川で第1回春季大競漕会も開催される運びとなった。この競漕会には高等師範学校、第一高等学校、東京商業学校も競漕会に招待されて盛況を呈した。

また同年11月には、帝国大学運動場で第1回秋季陸上運動会が開催され、「競走、クリケット、球抛ゲ、高飛ビ、砲丸抛ゲ、長飛ビ、棚飛ビ、棒飛ビ、槌抛ゲ、三脚競走、慰メ競走」<sup>17</sup>等のスポーツ種目に参加者の人気を集める等、校内スポーツ競技も年中行事化していく傾向をたどることになった。そして1898（明治31）年社団法人帝国大学運動会が、「諸種ノ運動ニ由リテ会員ノ身心ヲ強壯快活ナラシメ且運動方法ノ進歩ヲ図ル」<sup>18</sup>ことを目的として設立されるにおよんで、「漕艇部、陸上運動部、球戯部、水泳部、柔道部、擊劍部、弓術部」等の運動部が統合され、さらに対校競技を盛況にしていた。

高等師範学校でも、1896（明治29）年運動会が設立され、「柔道部、擊劍及び銃槍部、弓技部、器械體操

部、ローンテニス部、フットボール部、ベースボール部、自転車部」<sup>19</sup>を統轄するスポーツ組織が誕生した。

また慶応義塾では、1886（明治19）年から遊戯会が始まり、1892（明治25）年には慶応義塾体育会が組織されて、「剣術、柔術、野球、端艇、弓術、操練、徒歩」等の運動部の統轄団体として活動を開始した<sup>20</sup>。

このようにしてわが国におけるスポーツは、上流階級の育成基盤となった高等教育機関における課外活動として萌芽した。それ故にスポーツは、以後身分的制約をその性格としてもちつつ、展開を見るところとなった。

こうした歴史的事実を示す事例として、高等教育機関において、スポーツに主導的役割を果たしてきた帝国大学総長渡辺洪基によれば、スポーツは「完全充実ノ学士ヲ陶成セント期スル」ことにあるとし、従ってスポーツ行事の開催にあたっては、「皇族大臣貴顕紳士ヲ招請」して、「貴賤群集ノ間ニ於」いて、「本会ノ天下ニ立テ最高尚ナル協会タルノ実」<sup>21</sup>をあげることにあった。

またそうした事例は、国内におけるスポーツ競技にも鋭く反映していた。1911（明治44）年7月に設立を見た大日本体育協会は、第5オリンピック・ストックホルム大会へ向けての選手選考に当って、「競技申込心得」を作成し<sup>22</sup>、「学生たり紳士たるに恥じざる者」以外は、無資格とすることが規定されていた。さらに大日本体育協会は規定の再整備を図り、ここに「競技者資格」<sup>23</sup>を確定した。それによれば、この競技者とは、「普通競技者」、「競技指導者」、「準職業競技者」、「職業競技者」の4種に類別され、普通競技者は、「単ニ競技ニ依テ得ラルル興味、精神的身体的ノ修練及社交的目的ノ為ニ之ヲ行フ者」とされ、また準職業競技者は、「職業上自ラ其筋力ヲ競技ノ練習ニ利用シ得ル者ヲ云フ、例ヘハ車夫、郵便配達夫、牛乳配達夫、魚屋梘子等ノ如シ」と定められ、「本会ニ於テ举行スル競技会ニハ普通競技者ノ参加ノミ之ヲ」許されるところとなった。

こうして、わが国におけるスポーツは、その歴史的歩みとしての端緒から、身分的制約に基づく歴史的条件の下で、1920年代に至るまで、「国民不在のスポーツ」の歩みを続けていくこととなった。

### 3. スポーツの普及とその政策化動向

1920年代を迎えて、わが国における近代スポーツの展開過程においても、歴史的画期が刻されるところと

なった。すなわち、この期におけるスポーツをめぐる時代的特徴は、所謂大正デモクラシーを背景として高揚してきた民主主義の諸運動を通じて、国民の経済的諸条件の改善、政治的自覚の高まり、社会的地位の向上等が徐々に進む中で、スポーツに対する国民の関心や期待が広がり始める時期であった。

とりわけこの期にいたると、学校教育においては、中・初等教育の普及が進み、1926（大正15）年の学事統計によれば<sup>註1)</sup>、すでに中・小学生総数は960万名を越え、小学校への就学率も99.4%を占めるに至る等、国民の教育的基盤は大きく広がっていくことになった。

こうした学校教育の普及状況に対応して、学校におけるスポーツも、発展期を迎えるに至った。従来から高等教育機関を組織的基盤として普及してきたスポーツは、この期に至ると中学校段階にも定着するようになり、各校で課外の運動部の組織化が進み、校内スポーツ行事や対校競技が活況を呈するようになった。また各地で小学校にも運動部が誕生して、隣接校との対校競技が行なわれたり、県内の学童スポーツ大会を開催する地方も現われる等、学校スポーツは、高等教育機関におけるスポーツの枠を越えて、国民生活の中に徐々に根を下していくことになった<sup>註2)</sup>。

この期に、文部大臣の諮問機関として、中心的な役割を果たしてきた体操科指導監督者体育協議会が、その諮問に答えて<sup>註3)</sup>、「小学校及び中等学校ニ於ケル課外活動ヲ有効ナラシムル方法尠カラズト雖モ其ノ主要ナル事項」として、「授業日ニオケル課外運動ノ実施」については、「指導者ニ関スル件」「場所及び設備ニ関スル件」等について、詳細な答申を行なっている状況からしても、普及期に入った中・初等教育段階におけるスポーツの実相を垣間見ることができる。

一方、この期に大阪市が実施した市民の余暇生活に関する実態調査からもうかがわれるように<sup>註4)</sup>、市民生活における文化やスポーツに関する比重も高まりを見せる状況を呈するに至った。

それによると、市民の文化活動として高い関心を示した「芝居、活動写真、寄席など」について、「大阪市の現在人口約135万と対比するならば正に市民1人が1ヵ年に10回強享樂し得」る状況であった。なお同市の調査によれば、東京、京都の2市に関しても、同様に市民の高い関心が示されていることが報告されている。その他、天王寺動物園への入園状況についても、市民1人当たり年平均1回は入園したことに相当するほどの盛況であった。

ついで文化活動と同様に高い関心度を示したスポーツについても、例えば市内各新聞社主催及び後援の1921年（大正10）年中のスポーツ行事については、開催件数は、48件、185日となっており、また新聞社のスポーツ行事に限定しても、1ヵ月4件、2日に1回強の割合で開催されているという状況であった。なお行事への参加者数は12,124名、入場者数は1,618,818名であり、1件当りの参加者数（競技者・入場者を含む）は33,978名に達しており、市民生活におけるスポーツの比重の大きさをうかがうことができる。

また大阪市民の「日曜祭日其他ノ休日」におけるスポーツ経験としてあげられるものに、「小学児童（男）」では「遊戯、野球、登山、遠足、海水浴・水泳、釣魚、旅行、散歩」、「小学児童（女）」では、「遠足、海水浴・水泳、旅行、散歩」、「女学校生徒」では「遊戯、登山、遠足、海水浴・水泳、旅行、散歩」等が多く見られ、また工場における20才以上30歳未満の「男工」では、「野球、庭球、登山、遠足、海水浴、競技、散歩」、15才以上20才未満の「女工」では、「海水浴、遠足、散歩」等が見られ、対象によって性別、年齢別に差異はあるがスポーツが市民生活にも定着し始めてきた状況を示す調査結果となっている。

さらにこの期に至って、各新聞社のスポーツ記事の取扱いも増加傾向をたどり、それはスポーツ競技に関する各種記録にとどまることなく、国民生活におけるスポーツの重要性を強調する論評なども登場し始めるようになった。

このようにしてスポーツが、国民生活に広汎に定着していく状況が形成されていく中で、スポーツをめぐる新たな動向が現れるに至った。それは従来において見ることがなかった、スポーツに対する政府の政策的関与が具体化を見るに至ったことであった。1924（大正13）年に政策化されることになったスポーツをめぐる3動向は、まさにそのことを象徴的に示すものであった。このことは、スポーツの展開過程における歴史的画期であり、その後のスポーツの展開に大きく作用していった経緯を顧みる時、それがもつ歴史的意義はきわめて大きいものがあつた。

この期におけるスポーツの3動向の1つは、1924（大正13）年9月、「体育ノ普及発達ヲ図ル為メ」に「全国体育デー」<sup>註5)</sup>が設置されるに至ったことであつた。この体育デーは「11月3日全国一斉ニ之ヲ行フ」ものとされ、その対象は「学校、学校衛生会、教育会

其他教育ニ関係アル団体」とされた。そしてその実施内容として、「体育講話会、運動競技、ポスター宣伝、登山、遠足」等が圧倒的に多く、その他「展覧会、活動写真」<sup>註6)</sup>も組み入れられていた。こうして文部省が実施した「全国体育デーの調査」によれば<sup>(11)</sup>、1924（大正13）年の第1回全国体育デーには15,495団体が参加し、以後増大傾向をたどり、1920年代末の第3回全国体育デーには、22,264団体が参加する等、盛況を呈するに至った。

その2つは、オリンピック大会に対して、国庫補助金の交付が具体化したことであった。わが国のオリンピック大会への初参加は、1912（大正元）年の第5回オリンピック・ストックホルム大会に端を発するが、この大会への選手派遣費については、派遣母体である大日本体育協会が入場料や寄付金によって独自の予算化に依存せざるをえない状況であった。しかし、スポーツに対する国民的な関心や期待を背景に、オリンピック大会に対する世論が高まりを見せる中で、1924（大正13）年の第8回オリンピック・パリ大会から、国庫補助金として6万円が交付されることになった<sup>(12)</sup>。この大会への派遣に向け計上された支出金の決算額が、6万8350円31銭であったことからすれば、この国庫補助金が果たした役割は極めて大きなものであった。以後、オリンピック大会にとどまらず、1925（大正14）年の第7回極東選手権競技大会に対しても、国庫補助金6万円が交付されることになり、この結果、2大国際スポーツ大会への国庫補助は恒常化していくことになった<sup>(13)</sup>。

就中、その3つは、本稿において研究対象として設定した「明治神宮競技大会」の設立に関する検討であり、以下の展開においてその検討を試みることにする。

このようにして、1920年代に至るスポーツ動向は、学校教育を基盤とするスポーツの普及とそれを基軸として、広くスポーツに対する国民的な関心や期待が高まりを見せ始めるという時代状況があり、他方においてそれが歴史的契機となって、政府のスポーツに対する政策的関与が具体化を見せることになる等、重要な歴史的、社会意義をもつスポーツ動向が現れてくるに至ったのであり、以上の3動向は、まさにそれを象徴するものであった。

#### 4. 「明治神宮競技大会」の設立

1920年代に至るスポーツをめぐる3動向の1つとなった「本大会」は、戦前における唯一の総合的なス

ポーツ大会として設立を見た点において、わが国における近代スポーツ史に画期を刻する歴史的な大会となった。

本「大会」は、1924（大正13）年8月23日に発せられた各地方長官等への内務次官通達によって<sup>註7)</sup>、開催される運びとなった。すなわちそれによれば、「明治神宮外苑に築造中の大運動競技場は大正十三年十月を以て其工事竣成の筈なりしを以て全国の選手を東京に集め神宮に於て光栄ある全国的一大競技を行ふは常に明治大帝の御聖徳を敬仰する所以なるのみならず国民の身体鍛練並精神の作興上其効果尠なからずと信じてるを以て此の年を初めとし毎年同神宮例祭を機とし明治神宮競技大会」を開催することにあつた。こうして「全国的一大競技を行ふ」ことは、「明治大帝の御聖徳を敬仰する」とともに、「国民の身体鍛練並精神の作興」を図ることにあるとするこの内務次官通達の本旨は、まさに1924（大正13）年に具体化した、政府主導によるスポーツの政策化動向を象徴的に示したものであった。

「大会」は、次のような開催要綱にもとづいて開催される運びとなった。

##### ○日程

大正13年10月30日～11月3日 5日間

##### ○会場

トラックフィールド	明治神宮外苑競技場
フットボール	同 上
ホッケー	同 上
バレーボール	同 上
バスケットボール	同 上
相撲	明治神宮外苑土俵
柔道	同外苑道場
剣道	同内苑北鳥居内道場
弓道	同 上
ベースボール	立教大学、早稲田大学、 田園調布グラウンド
水泳	芝公園プール
ボートレース	隅田川
テニス	東京帝国大学及び慶応義塾 大学コート

馬術 代々木練兵場

##### ○役員

主催	内閣総理大臣	加藤 高明
所管	内務大臣	若槻札次郎
顧問	大日本武徳会会長	八代 六郎

明治神宮奉賛会理事長	阪谷 芳郎
東京商工会議所会頭	藤山 雷太
文部次官	松浦鎮次郎
陸軍次官	津野 一輔
海軍次官	安保 清種
明治神宮宮司	一戸 兵衛
陸軍戸山学校長	等々力林蔵
東京府知事	宇佐美勝夫
警視總監	太田 政弘
東京市長	中村 是公
日本青年館理事長	近衛 文麿
	嘉納治五郎
	岸 清一
	朝吹 常吉
	平沼 亮三
	安部 磯雄

其他競技別準備委員 (略)

#### ○選手

構成 青年団, 一般 (学生を含む), 軍人, 女子を対象

選出 青年団は, 都道府県別単位に各10名程度を選出  
一般及び女子は, 全国を北海道, 東北, 関東, 北陸, 東海, 近畿, 中国, 四国, 九州, 台湾, 朝鮮及び関東州 (満州を含む) の12区に分け選出

#### ○競技種目及び選手数

トラックフィールド	896名
フットボール	122名
ホッケー	44名
バレーボール	55名
バスケットボール	72名
相撲	239名
柔道	44名
剣道	434名
弓道	201名
ベースボール	221名
水泳	100名
ボートレース	270名
テニス	188名
馬術	213名
計	3099名

次に, 「大会」の主要内容の1つであった開会式は,

以下のような要綱にもとづいて実施された。この開会式の状況把握は, 「大会」の歴史的な性格を明らかにしていくうえで, 重要な分析視点となる。

この「大会」を所管した内務省は, 開会式の状況を次のように報告している<sup>注8)</sup>。すなわち, 「半歳に跨る各競技部の諸般の準備漸く成たるを以て十月三十日午前九時より各省大臣在京貴衆両院議員, 帝国駐在大公使, 都下運動団体及通信機関代表者其他関係者二千余名を招待し, 明治神宮外苑競技場に於て開会式を举行せり……………若槻内務大臣を始め多数の来賓, 各地より参加の光栄を有する三千余の選手及監督者等着席するや内務大臣の式辞, 選手総代の宣誓, 総理大臣の祝辞あり畢て山田衛生局長は選手総代を引率して明治神宮に参拝し, 明治大帝の御神前に奉告するところあり式後直に競技を開始せり」と報告している。

内務省より発表された開会式次第と, 明治神参拝次第は次の通りである<sup>注9)</sup>。

#### 開会式順序

1. 奏楽
1. 役員選手着席
1. 来賓着席
1. 奏楽
1. 開会ヲ宣ス
1. 内務大臣式辞
1. 宣誓式
1. 内閣総理大臣祝辞
1. 神宮参拝ノ為, 競技部代表及選手代表退場
1. 閉会ヲ宣ス
1. 奏楽
1. 一同退席

#### 代表者神宮参拝次第

1. 一同整列
1. 手水
1. 修祓
1. 参拝 (拝殿に参進)
1. 役員総代, 選手総代 玉串を捧げ一同参拝
1. 退出

この開会式に臨んで, 内務大臣 若槻礼次郎は次のような式辞を送っている<sup>注10)</sup>。すなわち, 「国民の心身を鍛練し興国の精神を发扬する上に於て運動競技に勝るものは極めて鮮いのである……………毎年明治神宮例祭を機とし明治神宮競技大会を開催し, 広く各般の競技

を行はんとするのは即ち明治大帝の御聖徳を偲び奉ると共にこの機運を促進し益々斯道の普及を図って国民剛健なる精神と身体とを鍛錬せんと欲するに外ならぬのである。……運動競技の尊ぶべきはその技の末にあらずしてその精神の發揮にあることは言を俟たぬのである。本大会はその開催の主旨に鑑み特にこの点に重を置かんことを期したいと思ふ。選手諸君は宜しくこの主旨を体し徒に勝敗に重を置くことなく正々堂々平素鍛錬せる成果を発現するに努め神明に誓って一点卑屈なきを期せられたい」と述べている。

また若槻の式辞に続き、内閣総理大臣加藤高明は、その祝辞を次のように述べている<sup>注11)</sup>。すなわち、「神前にて技を競ふは我国に古来永く行はれ来りし所にして上神明に祈り下良心に誓ひ一に其意を誠にして各其鍛錬せる所につき切磋琢磨するは最も会心の事ならずんば非ず、殊に明治大帝は新日本建設の英主に在し国民最高の中心なり、今諸君は此明治神宮の外苑に集ひ我国古来の慣ひによりて競技の事に従はんとす希はくは競技の真髓とする所を体し身体の鍛錬精神の修養を念とし苟くも違ふなからんこと」を強調している。

このような「大会」主管者から送られた式辞及び祝辞を受け、明治神宮競技大会参加選手代表として、納戸徳重は次のような選手宣誓を行なっている<sup>注12)</sup>。すなわち、「茲に明治大帝の御聖徳を追慕し奉り明治神宮競技大会開催せらるるに方り生等皇土の各地より代表選手として選ばれ技を先帝御照鑒の下に競わんとす。一同誓って大臣閣下の告諭に副い奮闘努力以て選手たるの本分を全うせんことを期す」と宣誓している。

以上のように開会式は、「秋空一碧拭子が如く誠に全国的大競技会を祝福すべき運動日和」の下、役員、来賓、選手を含む5000名余の参加者をえて盛況裡に終了した<sup>注13)</sup>。

こうして第1回「大会」は、10月30日から11月3日にいたる5日間、明治神宮外苑競技場を中心にして、14競技3000名余の参加選手によって競技が開始されることになった。競技日程は以下のように設定された<sup>注14)</sup>。

トラックフィールド	11月1, 2, 3日
フットボール	10月30日, 31日
ホッケー	10月31日
バレーボール	10月30日
	11月1, 2日
バスケットボール	10月30日
	11月1, 2日

相撲	11月1, 2, 3日
柔道	11月1, 2, 3日
剣道	11月1, 2, 3日
弓道	11月1, 2, 3日
ベースボール	10月31日
	11月1, 2日
水泳	10月31日
	11月1日
ボートレース	11月1, 2日
テニス	10月30, 31日
	11月1, 2, 3日
馬術	11月2日
なお大会期間中、各競技会に列席した天皇家は、次の通りである <sup>注15)</sup>	

10月31日	秩父宮家	外苑競技場
	賀陽宮家	同上
11月1日	秩父宮家	外苑競技場, 相撲場
11月2日	秩父宮家	早大野球場, 隅田川 漕艇競技場, 慶応大学テニスコート
	清宮家	外苑競技場, 早大野球場
	東伏見宮家	帝国大学テニスコート
	久邇宮家	外苑競技場, 帝国大学テニスコート
	朝香宮家	外苑競技場
11月3日	秩父宮家	外苑競技場
	東伏見宮家	同上
	山階宮家	同上
	久邇宮家	同上
	北白川宮家	同上及び柔道場
	竹田宮家	同上

「大会」設立をめぐる趣旨及びその内容については、以上述べてきたところである。なお「大会」期間中の各競技別の予算、実施計画、経過、競技状況及び成績等については、「第1回明治神宮競技大会報告書」<sup>注16)</sup>において詳述されている。

こうして1924(大正13)年に設立された本「大会」は、全国体育デーの設置、オリンピック大会に対する国庫補助金の交付と並んで、スポーツが政府の政策対象となって具体化を見た点において、わが国におけるスポーツの新たな展開状況を刻するところとなった。

しかし同時にまた、本「大会」が設立されるに至った政府の政策的意図を明確にし、この「大会」がもつ歴史的役割を明確にしておくことも基本的に重要な分

析視点となる。

すなわち、すでに本「大会」をめぐる開催の趣旨、政府関係者による式辞、祝辞、宣誓等に関する記述において明らかにされたように、政府の「大会」に対する政策的意図は、「明治大帝の御聖徳を敬仰する」ことを目的とし、「国民の身体鍛錬並精神の作興」<sup>注17)</sup>を促進することにあつた。

いうまでもなくその背景には、明治維新以降、形成されてきた近代国家の基軸となつた、大日本帝国憲法下における天皇制の政治機構を基盤とする国家体制を確立、強化していく政策的意図が底流していたことを看過することはできない。

それ故に「大会」全体として、天皇制のイデオロギーにもとづく国民統合を意図した、政府主導による大会運営として、大きく先行していくところとなつた。

こうして、1924(大正13)年に政策化された「大会」を含むスポーツの3政策動向を契機として、以後1926(大正15)年における「学校体操教授要目」<sup>注18)</sup>の改正による学校体育へのスポーツの導入、さらには1928(昭和3)年のスポーツ行政機構の確立<sup>(17)</sup>へと、スポーツに対する政府の全面的な政策的関与の道が拓かれていくことになつた。

その意味で、本「大会」がわが国における近代スポーツの展開過程において果たした歴史的、社会的役割は、きわめて重要なものであつたと言わなければならない。

なお、本「大会」は1930年代を迎えて、いわゆる満州事変から日中戦争の勃発へと向かう戦時体制化の時代状況の中で、その性格を大きく変質させ、やがて、国内における唯一の総合的スポーツ大会として設立され、発展してきたこの「大会」も、1943(昭和18)年の第14回大会をもって終焉を見ることとなつた。

なお、この過程における歴史的検討は、今後の論稿に委ねることとする。

## 5. おわりに

### —歴史の教訓に学ぶ—

わが国における近代スポーツの成立とその展開過程において、1924(大正13)年に設立を見た本「大会」を、それをめぐる時代的、社会的要因との相互関連の中でとらえ、「大会」が果たした歴史的、社会的役割を検討してきた。

すなわち、わが国におけるスポーツは、すでに1870年前後に欧米先進諸国から受容され、この期における

上流階級の育成基盤としての役割を果たした、高等教育機関における課外活動として定着を見たところに基本的特徴があつた。

「学生たり紳士たるに恥じざる者」<sup>14)</sup>や、「完全充実ノ学士ヲ陶成セント期スル」<sup>15)</sup>ことに求められたこの期におけるスポーツは、まさに「国民不在のスポーツ」<sup>16)</sup>としての歴史的品格を象徴的に示したものであつた。

しかしながら、一方においてこの期における諸史料が明らかにしているように<sup>注20)</sup>、国民生活をめぐる厳しい生活労働条件の下で、スポーツへの取り組みを可能にする主体的条件も、未だ成熟するまでには至らなかつた点について注目しておくことも重要である。

このように1920年代に至る国民不在のスポーツ状況は、やがてスポーツをとりまく時代状況の発展の中で、大きくその性格を変えていくことになつた。すなわちそれには、いわゆる大正デモクラシー以降の国民生活を守り、民主的諸権利の獲得を旨とした労働運動や農民運動、さらには婦人運動等の広汎な社会運動の発展を背景に、徐々に国民生活に見られる政治的地位や経済的諸条件の改善・向上が図られるという、時代的、社会的状況の発展が見られるに至つたことであつた。

こうした状況を反映して、やがてスポーツに対する国民の関心や期待を高めていく土壌も、形成されていくことになつた。それは、欧米先進諸国から受容されたスポーツが、身分的制約を伴って定着した高等教育機関の枠を越え、中・初等教育段階における課外活動として普及し、そしてさらには、地域社会へ向けでも広がりを見せ始める等、国民生活において、広汎にスポーツの定着化が見られる状況が生まれてきたことであつた。

とりわけ、1924(大正13)年に設立された本「大会」に象徴されるように、政府のスポーツに対する政策的関与が意図され具体化するためには、以上のようなスポーツの主体となるべき国民の生活労働条件の改善・向上が図られ、それを基盤としてスポーツに対する国民の関心や期待が高まりを見せるという、スポーツ状況の成熟が不可避の歴史的条件となつた点に、視点を設定することも重要である。

しかし、他面において看過してならない点は、こうして設立された本「大会」を槓杆とする、政府の政策的意図が貫徹されていくという局面をも、合わせもつ時代状況へと推移してきたことであつた。

すなわち、「明治大帝の御聖徳を懐仰する」<sup>注21)</sup>ことを目的として設立を見た本「大会」は、まさに天皇制のイデオロギーにもとづく国民統合が意図された、政府主導の政策化であった。その意味において、本「大会」が果たした歴史的、社会的役割は、きわめて大きいものがあつたといわなければならない。

以上の検討を通じて明らかになったように、スポーツは「時代に生まれ、時代とともに歩み、時代を反映する」<sup>(18)</sup>といわれるのは否定することができない歴史的な事実である。このことを本研究に即してさらに深化させれば、すなわち、近代国家の形成過程において、スポーツに対する政府の政策理念と、時代の主体者となるべき国民のスポーツの自主的発展の理念とが、どのような相互関係に位置したのかを明らかにしていくこと、一体化した視点からの検討となるだろう。

本稿では、「大会」の設立をめぐる歴史的諸実相について、その分析を試みてきたわけであるが、「大会」がもつ全体的、構造的な性格を把握するためには、以後における「大会」の展開とその変質過程に関する検討が一層緊要になるものと思慮される。今後の研究課題として位置づけ取り組みを図りたい。

## 注

- 1) 『明治以降教育制度発達史』(第9巻)中の「学事統計表」からの作成。
- 2) この期中・初等教育段階におけるスポーツの普及状況については、各中・小学校史(誌)、交友会雑誌、運動部史(誌)、各道府県教育会雑誌等で詳述されているので参考となる。
- 3) 『体育運動主事会議要録』中、大正13年度体操科指導監督者体育協議会議事録に記録されている諮問及び答申によるもの。
- 4) 大阪市社会部調査課編『余暇生活の研究』による。発行は1924(大正13)年であるが、本文中の実態調査の結果は1921(大正10)年中を対象としたものである。
- 5) 1924(大正14)年9月22日、雑学26号を以て、「全国体育デー実施促進並普及方」に関する支部次官通牒が発せられた。こうして全国体育デーは開始されることになった。
- 6) 『官報』(昭和5年2月12日)よりの引用。
- 7) 内務省『第一回明治神宮競技大会報告書』P.1(1924)。  
ここでは、「大会」開催の基本計画と趣旨及び開催要

項が、内務次官通達として、各地方長官、支部次官、明治神宮奉賛会長、陸軍次官、海運次官、東京市長等宛に発せられたもの。

- 8) 同上書、P.90。
- 9) 同上書より、「開会式順序」及び「代表者神宮参拝次第」を一覧表つとして作成したもの。
- 10) 同上書、P.91~92「大会」開会式の冒頭において行なわれた、主管大臣である内務大臣 若槻礼次郎の式辞の要旨。
- 11) 同上書、P.93「大会」開会式における、内閣総理大臣 加藤高明の祝辞の要旨。
- 12) 同上書、P.93「大会」開会式における、明治神宮競技大会選手代表 納戸徳重の選手宣誓の全文。
- 13) 同上書、P.90。
- 14) 同上書、P.95~96施設状況を含む各競技部の競技を経て、14競技にわたって確定した日程。
- 15) 同上書、P.94「明治大帝の御聖徳を懐仰する」ことを目的として設立された「大会」の歴史的な性格から、競技期間中、10皇族に及ぶ列席があり、天皇家の威厳を象徴する「大会」となった。
- 16) 同上書で、各競技別予算、実施計画、競技状況、成績等が詳述されている。
- 17) 同上書、P.1 「大会」理念より。
- 18) 文部省訓令第22号をもって、「学校体操教授要目」(大正15年5月27日)が改正公布された。  
それによって、体育教材中に初めてスポーツが導入され、指導されるに至るといふ、画期的な状況が生まれてきた歴史的意義はきわめて大きいものがあつた。その改正の対象となったのは、小学校、高等女学校、女子実業学校、中学校及び男子実業学校、師範学校に及んだ。
- 19) 1928(昭和3)年文部省は、分課規定の改正を行い、学校衛生課を体育課と改めることによって、学校及び社会におけるスポーツ行政機構の抜本的な改編、整備を行なった。
- 20) この期の国民生活をめぐる厳しい生活労働条に関する史料として、野呂栄太郎『日本資本主義発達史』、風早八十二『日本社会政策史』、山田盛太郎『日本資本主義分析』、農商務省編『職事情』等が参考になる。
- 21) 前掲書『第一回明治神宮競技大会報告書』より、P.1。

## 文献

- (1) 拙稿「日本における上からの学校体育と民衆不在

- のスポーツ」『体育史 31巻』講談社 P.216  
(1975). 拙稿「スポーツ教育」『スポーツを考える  
シリーズ3』, 大修館 P.98 (1978).
- (2) 三宅雪嶺「大学の競技運動」『大学今昔譚』, 我観  
社 P.46 (1946).
  - (3) 『旧工部大学校史料』 P.184~186 (1936).
  - (4) 日本体育協会『スポーツ八十年史』 P.10~11  
(1959).
  - (5) 『恵迪寮小史』 P.68 (1933).
  - (6) 『東京帝国大学五十年史』 P.667~668 (1932).
  - (7) 同上書, P.672~673.
  - (8) 同上書, P.673.
  - (9) 『東京高等師範学校沿革略志』 P.51 (1911).
  - (10) 『慶応義塾五十年史』 P.389, 394 (1907).
  - (11) 昭和6年度体育運動主事会議要録』中における文  
部大臣 鳩山一郎の訓示.
  - (12) 大日本協会編『大日本体育協会史(上)』, P.168.
  - (13) 同上書, P.35.
  - (14) 前掲『スポーツ八十年史』 P.101.
  - (15) 前掲『東京帝国大学五十年史』 P.671.
  - (16) 前掲「日本における上からの学校体育と民衆不在  
のスポーツ」 P.216.
  - (17) 拙稿「わが国における太平洋戦争への道とスポー  
ツの歴史的動向」, 『東海保健体育科学 第22巻』  
P.12 (2000).
  - (18) 拙稿「わが国における近代国家の展開と国家のス  
ポーツ政策」, 『体育学研究 第44巻2号』, P.132  
(1999).